

公益社団法人空気調和・衛生工学会
設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)履歴内容審査要領
平成 26 年 5 月 22 日 CPD 事業委員会制定
平成 26 年 10 月 31 日 CPD 事業委員会改定
平成 27 年 9 月 29 日 CPD 事業委員会改定

(目的)

第 1 条 本審査要領は、SHASE-CPD 規程に従い申請があった履歴内容の審査及び手続について定める。

(審査の体制)

第 2 条 CPD 事業委員会(以下「委員会」という。)内に「履歴内容審査WG」を置く。

2 委員会委員で構成するWGの委員は次のとおりとする。

主査 1名(教育普及理事)

委員 4名以内(委員会委員長が指名する)

(審査対象)

第 3 条 全ての履歴登録を審査対象とする。

(登録方法)

第 4 条 各自自己により履歴登録システムに登録する。

2 企業内研修・OJT 等の履歴登録は、予め申請があった審査責任者が登録する。

(審査方法)

第 5 条 WG委員は、履歴登録システムを用いて、申請内容・根拠資料の確認を行う。

2 内容に疑義がある場合は、事務局を通して申請者へ修正申請するように通知する。

3 審査結果は、履歴登録システムに標記する。

(審査期間)

第 6 条 前月に登録申請のあった履歴を当該月の初めに審査する。

(分野と課題ならびにポイント表)

第 7 条 SHASE-CPD の分野と課題は別表 1 のとおり、年間上限等を定めたポイント表は別表 2 のとおりとする。なお、**年間推奨ポイントは50ポイントとする。**

2 年間推奨ポイントの算定は、4月1日から3月31日とする。

3 CPD 実績証明書の算定は、申請者が記載した起点月から1年間とし上限ポイントを判断する。なお、年間上限ポイントを超過したポイントは切り捨てて表示する。

(報告)

第 8 条 主査は、審査結果を CPD 事業委員会に報告する。

(費用)

第9条 審査費用は申請者から徴収しない。

(改廃)

第10条 本要領の改廃は、委員会が決議し、理事会に報告する。

附則

1.平成26年5月22日から施行する。